

※建築基準法が一部改正されたことにもなつて、平成30年4月1日に「高知市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」が一部改正されています。
建築物等の用途の制限については、添付の新旧対象表のとおり読み替えて下さい。

長浜日出野南地区計画

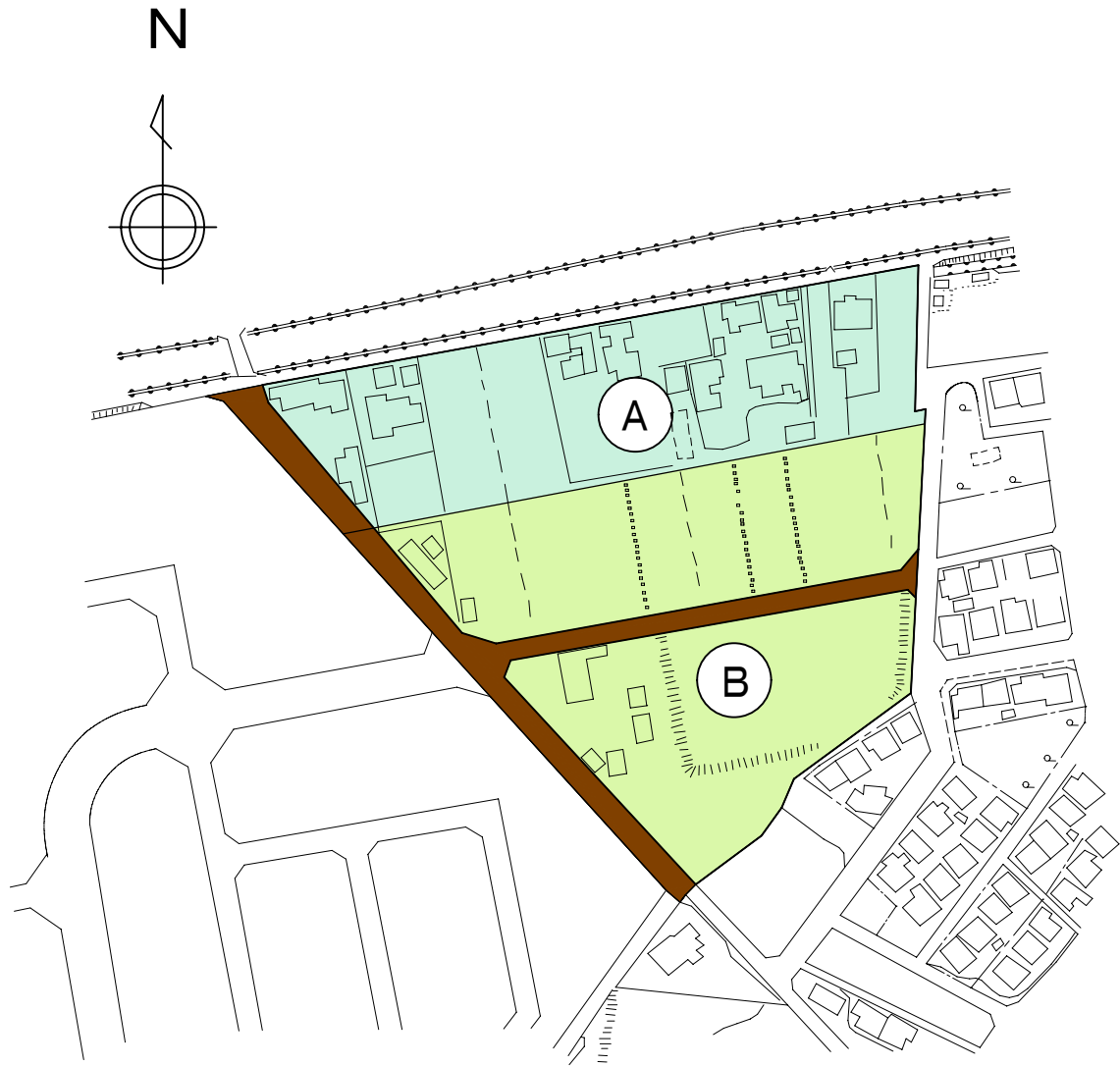
(平成14年11月 1 日告示第214号)

名 称	長浜日出野南地区計画	
位 置	高知市長浜字ラクの全部、字東ヒルタ及び字生行の一部	
面 積	約3.2ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、高知市の中心市街地から南方向約7kmに位置し、北に新川川、東及び南側には良好な住宅地に接すると共に、西側には市道を隔てて高知市施行の工業団地が形成されようとしている。 また、住宅及び工業ゾーンの間において、緩衝的な役割を果たすとともに、今後予想される昼間人口の増加に対応し、工業団地と一体的土地利用が求められている地区である。 そのため、地区施設を適切に配置するとともに、建築物等の規制誘導を推進することにより、既存住宅環境の保全と併せ、利便施設も含めた快適で良好な住宅地づくりを目指す。
	土地利用の方針	本地区を2つの区域に区分し、それぞれの特性に応じた良好な市街地環境の形成、保全を目指す。 (1) A地区の土地利用方針 住宅を主とした土地利用を誘導し、既存環境を保全しつつ、より質の高い住環境の形成を図る。 (2) B地区の土地利用方針 周辺機能を補完するための利便施設も含め、住宅を主とした土地利用を誘導し、質の高い住環境の形成を図る。
	地区施設の整備の方針	本地区に必要な地区施設（幹線道路、10m、区画道路、6m）を適切に配置し秩序ある市街地の形成を図る。
	建築物等の整備の方針	良好な市街地の形成、保全を図るため、次の事項について必要な基準を定める。 (1) 建築物等の用途の制限（A、B地区）


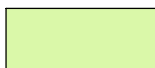


地区の区分		A地区（1住居）	B地区（1住居）
地区整備計画	建築物等の用途の制限 建築物等に関する事項	<p>建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）別表第2（ほ）の項に掲げるもののほか、次に掲げる建築物は建築してはならない。ただし、市長が良好な市街地環境を阻害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可したものは、この限りでない。</p> <p>(1) 学校</p> <p>(2) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(3) 公衆浴場、個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第130条の9の2で定めるもの</p> <p>(4) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの</p> <p>(5) 事務所</p> <p>(6) 病院</p> <p>(7) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(8) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2で定める運動施設</p> <p>(9) ホテル又は旅館</p> <p>(10) 自動車教習所</p> <p>(11) 令第130条の7で定める規模の畜舎</p>	<p>法別表第2（ほ）の項に掲げるもののほか、次に掲げる建築物は建築してはならない。ただし、市長が良好な市街地環境を阻害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可したものは、この限りでない。</p> <p>(1) 学校</p> <p>(2) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(3) 公衆浴場、個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の2で定めるもの</p> <p>(4) 病院</p> <p>(5) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(6) ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する令第130条の6の2で定める運動施設</p> <p>(7) ホテル又は旅館</p> <p>(8) 自動車教習所</p> <p>(9) 令第130条の7で定める規模の畜舎</p>

区域は計画図表示のとおり

高知広域都市計画長浜日出野南地区計画



※この図は概略図ですので、詳細については
都市計画課までお問い合わせ下さい。

凡	例
	A 地区
	B 地区
	地区計画の区域
	道路(地区施設)